

令和4年度第3回

国民健康保険運営協議会

令和5年1月26日

東久留米市

令和4年度第3回国民健康保険運営協議会

令和5年1月26日午後5時30分開会

東久留米市役所本庁舎4階 庁議室ほか

次 第

(開 会)

(会議録署名委員の指名)

(議 題)

- (1) 諮問事項「国民健康保険税・税率等改定について」
- (2) 「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(案)」
- (3) 「令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)」

(その他)

出席委員(10名)

会 長	古 井 祐 司	会長職務代理	齋 藤 昇 司
委 員	山 崎 紀 子	委 員	熊 野 雄 一
委 員	西 尾 龍 太	委 員	北 村 晃
委 員	中 島 春 江	委 員	西 村 より子
委 員	橋 豊 子	委 員	成 田 直 人

説明者(6名)

市 長	富 田 竜 馬	福祉保健部	中 谷 義 昭
市 民 部	保 木 本 健 一	保険年金課長	
納 税 課 長		福祉保健部	佐 川 公 行
保 險 年 金 課		健 康 課 長	
国民健康保険	伊 藤 貴 寛	保 險 年 金 課	小 方 達 郎
係 長		主 査	

◎開会及び開議の宣告

○会長 それでは、本日もお忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

これより、令和4年度第3回東久留米市国民健康保険運営協議会を始めたいと存じます。

初めに、本日の出席委員の確認をさせていただきます。

本日は、全員出席と報告を受けておりますので、会議は成立しております。

市より、関係課長及び担当係長が出席されております。福祉保健部長は、ご都合により欠席と伺っております。

◎会議録署名委員の指名

○会長 それでは、本日の会議録署名委員をご指名申し上げます。

本日は、齋藤委員、北村委員、中島委員、お三方にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎議事進行の確認

○会長 本日の議題ですけれども、諮問事項として「国民健康保険税・税率等改定」、審議事項といたしまして「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）」、「令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計予算（案）」、その他を予定しております。

おおむね午後7時までに審議を終了したいと存じますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎傍聴者の確認

○会長 本日、傍聴を希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

○保険年金課長 今はおりませんが、遅れて来られた際には傍聴のほうを許可いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

◎配付資料の確認

○会長 それでは、議題に入る前に、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、資料の確認をお願いいたします。

まず、本日の次第でございます。続きまして、「令和4年度第3回国民健康保険運営協議会・資料」となっている紙1枚。続きまして、右側に資料1といたしまして、マル案と書いてあります「東久留米市国民健康保険運営協議会への諮問について（答申）」案でございます。続きまして、資料2といたしまして、ホチキス止めとなっております「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）」、資料3といたしまして、ホチキス止めとなっております「令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計予算（案）」でございます。

過不足等ございませんでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○保険年金課長 以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

◎諮問事項「国民健康保険税・税率等改定」について

○会長 それでは、議題1の諮問事項「国民健康保険税・税率等改定」で、前回の審議を踏まえまして、答申案が事務局より示されております。

こちらのご説明をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、私のほうから、答申案についてご審議いただきたく、ご説明させていただきます。

まず、右側の「資料1」となっている資料をご覧ください。

前回ご審議をいただきました内容を踏まえまして、答申案とさせていただきます。

それでは、答申案のほう朗読をさせていただきますので、1ページめくっていただきまして、裏の2の「答申内容」というところをご覧くださいと思います。

答申内容

(1) 国民健康保険税・税率等改定について、次のとおりとする。

令和5年度東久留米市国民健康保険事業運営については、被保険者の高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴う医療費の増加等により財源不足が生じることから、安定した制度運営を確保するため、原則、国民健康保険税・税率等の改定を実施することが必要と料する。

しかし、現時点においても、新型コロナウイルス感染症の感染者数は一進一退を繰り返しており、未だ終息の見込みが立たず、今後も予断を許さない状況に加え、ウクライナ情勢の長期化などによる、原材料価格や燃料費の高騰による物価上昇といった新たな市民生活に影響を及ぼす特殊要因が生じており、このような状況を鑑みすることは、令和5年度の税率等改定においては不可避である。

については、このような背景から、当協議会においては、令和5年度に限り、別紙に示すとおり、税制改正のみの影響にとどめ、その他の国民健康保険税・税率等は据え置くことが妥当であるとの結論に至った。被保険者の負担に配慮しつつ、国民健康保険制度を皆で支えるための意識醸成が図られるよう、広報や窓口対応における説明に努められたい。

また、今後も急速な高齢化等による医療費の更なる増加は必至であり、運営は困難が続くものと思われる。しかしながら、決算補填等目的の法定外一般繰入の削減については、中・長期的な視点に立って、計画的かつ効率的に健全化に向けた取組を進めつつ、国民健康保険は医療保険制度の最後の砦として、将来にわたり制度を維持し、加入者の健康の保持・増進に寄与できるよう、国の動向も注視しながら、不断の努力を行い、財政運営の責任主体である東京都と共に安定的な制度運営に努めることを、切に望む次第である。

続きまして、次のページです。別紙の「令和5年度国民健康保険税・税率等」のほうをご覧くださいと思います。

ご覧のとおり、医療分、後期支援分、介護分、全てにおきまして、所得割率、均等割額が据え置きとなっております。括弧で改定と記載している後期支援分の課税限度額のみが今回改定する部分になります。

なお、税制改正に伴う5割・2割の軽減判定の見直しにつきましては、地方税法施行令の改正に則した見直しをさせていただくこととしております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、今の事務局の案に対しまして、ご質問あるいはご意見ありますでしょうか。

ご挙手、あるいは発言がもしありましたらお願いいたします。

○委員 よろしいでしょうか。

○会長 はい、よろしく申し上げます。

○委員 前は都合で欠席させていただきましたが、ただいまの答申の内容、特に異議はないんですけども、せっかくの機会ですので、今、現状、被用者保険のほうの状況も、併せて現状をお話しさせていただいて、皆様と共有できればなというふうに思っています。

健康保険組合のほうの財政状況ですが、令和3年度の決算が去年の夏過ぎに早期集計が出ましたけれども、8年ぶりの経常収支全体で赤字、欠損になりました。これは、コロナの影響等があって、医療費が2年度から3年度にかけて、3年度、2年度を受診控えから伸びてきたと。ただ、収入のほうの従業員の給与ですとか賞与、これはなかなかコロナの以前には戻ってないというような状況で、非常に厳しい決算状況でした。

令和4年度ですが、今、令和3年度を上回る医療費の増加とずうっと上がってしまっていて、かなりの保険者、健康保険組合で4年度予算を上回る、当初を上回るところで、非常に予算に収まらない、変更予算を立てなければいけないとか、そういった中で、来年度、保険料率をもう上げると。大体、私ども協会けんぽの保険料率1,000分の100を見据えて、100パーミルを見据えているんですが、それに迫る引上げをもう計画している組合も聞こえてきております。

そういった中で、後期高齢を中心に、団塊の世代が徐々に高齢者のほうに移行して、後期高齢者の支援金、また前期の納付金も増えてきているので、健保組合はかなり厳しい状況にあります。そういった中で、そういった高齢者医療のほうの納付金、支援金を負担をしているという中で、料率引上げ、あるいは財政が窮迫して、今後、近い将来、解散が多数出るんじゃないかと見込まれているような現状があるというところですよ。

そういった中で、多くを抛出させてもらっているというところを認識いただいて、国保のほう、ここにありますように、非常に厳しい財政運営、構造的にやむを得ないところもあるというふうには理解しますが、後段のほうにありますように、引き続きの一般の繰入れの削減というところの努力を引き続きお願いしたいなというところを、現状の報告とお願いをしまして、私のほうの意見とさせていただきます。

特に答申に異議があるということではございませんので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

貴重な情報提供いただきました。

今、ご意見ございましたが、健保組合がもし万が一解散してしまいますと、協会けんぽに移ります。協会けんぽに移りますと、国庫負担が20%近く入りますので、その分我々の税金が高くなるということ

で、何とか健保組合には、本当に大変ご苦勞な中ですけれども、解散しないで、本当にご努力いただいていると思っています。

そういう中で、本当に国保も大変ですけれども、国保も健保も、我々共済組合もそうですけれども、皆が少しずつ努力をしてということかと思えます。ありがとうございました。

ほかにご意見あるいはご質問、前回、大分ご議論出ましたけれども、何かご意見、ご感想あれば、遠慮なくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

基本的には、このコロナ禍、また海外情勢を踏まえて、必要最低限の、それ以外は据え置いていくと、こういうような形かと思えます。

例えば、今後、若い人も含めて、なるべく負担を後に回さないという意味で、最低限の財政は必要だという理解だと思っております。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長 それでは、以上でご審議を終了させていただきたいと思えます。

それでは、このたびの事務局からのご説明、答申案につきましてご承認をいただける方の挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

（挙手全員）

○会長 ありがとうございます。

それでは、挙手全員ということでございますので、この答申案を承認することといたします。

事務局のほうで市長への答申の準備を進めていただければと思います。

他の議題終了後に、市長へ答申をしたいというふう存じます。よろしく願いいたします。

◎「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）」

○会長 それでは、続きまして、議題2の審議事項「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）」について、事務局よりご説明をお願いします。

○保険年金課長 それでは、議題の2「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）」につきましてご説明をさせていただきます。

右上に「資料2」と記載がございます補正予算書のほう、2ページをご覧ください。

本補正予算（案）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億430万5,000円とするものでございます。

初めに、歳出のほうからご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、14ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、目1一般管理費は、不要額調整のため、職員人件費を1,200万円減額し、一部財源更正するものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、目3一般被保険者療養費は、執行状況による決算見込みが当初の見込みを下回るため、療養費を150万円減額するものでございます。

下にいきまして、同じく2款保険給付費、2項高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、執行状況による決算見込みが当初の見込みを下回るため、高額療養費を1,500万円減額するものでございます。

また、その下、目3一般被保険者高額介護合算療養費は、執行状況による決算見込みが当初の見込み

を上回るため、高額療養費を50万円増額するものでございます。

続きまして、16ページをお開きください。

2款保険給付費、5項葬祭費は、執行状況による決算見込みが当初の見込みを上回るため、葬祭費を50万円増額するものでございます。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分は、財源更正でございます。これは、本補正における歳入の補正に伴うものでございます。

下に進みまして、4款保健事業費、1項保健事業費、目1保健衛生普及費は、歳入の補正に伴う財源更正でございます。

続きまして、7款諸支出金、1項償還金及び還付金、目2償還金は、令和3年度以前の国庫支出金及び都支出金の精算に伴い、2,743万円を増額するものでございます。内訳でございますが、国に対するものが208万2,000円、都に対するものが2,534万8,000円でございます。

次に、歳入でございます。

恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、10ページをご覧ください。

まず、3款国庫支出金、1項国庫補助金、目1国民健康保険災害臨時特例補助金は、17万円の増額でございます。これは、東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免及び一部負担金の免除について交付決定があることから、増額するものでございます。

同じく目2社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、保険年金課で実施いたしております事務のうち、マイナンバーカード取得促進に係る取組について財政措置されるもので、18万3,000円を計上するものでございます。対象となった事務でございますが、医療費通知における同封パンフレットの作成、窓口におけるマイナンバーカードと保険証の連携補助となっております。

続きまして、4款都支出金、1項都補助金、目1保険給付費等交付金は、1,028万円の減額でございます。これは、歳出でご説明いたしました保険給付費の減額に伴い、普通交付金を1,600万円減額するほか、特別交付金として、保険者努力支援分の交付決定に基づき572万円を増額するものでございます。

目2保険給付費補助金は、本年度の交付決定に伴い、225万3,000円増額するものでございます。

続きまして、6款繰入金、1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、本年度の交付申請等に基づく保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険税繰入金の減額、12ページにお進みいただきまして、歳出でご説明いたしました職員人件費の減額に伴う職員給与費等繰入金の減額、算定結果に基づく財政安定化支援事業繰入金を減額するもので、2,274万4,000円の減額でございます。

最後に、6款繰入金、2項基金繰入金、目1国民健康保険事業運営基金繰入金は、歳出の償還金の補正等に伴い、3,034万8,000円を増額するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長 ご説明いただきまして、ありがとうございます。

それでは、これより、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○委員 質問します。

○会長 はい、お願いいたします。

○委員 最後のほうのお話で、基金を3,000万円増やすということでしたけれども、前回の会議でも聞いたかもしれませんが、改めて、基金の状況と今後の見込みを教えてください。

○会長 事務局より、では、お願いします。

○保険年金課長 ご質問ありがとうございます。

今回の補正予算では、歳出の償還金の補正等に伴いまして、3,034万8,000円を増額する予定となっております。

今後ですが、国保財政健全化計画は、市としての激変緩和に主として使用する想定でございまして、3月補正後で基金の残高が約3億2,000万円となる見込みとなっております。国保財政健全化計画での令和6年度と7年度に投入予定の1億7,500万円、これを確保した上で、残りの1億4,500万円を今回、令和5年度投入するといった考えの下、次年度の予算を編成していきたいと考えております。

基金につきましては、平成30年度からの広域化に合わせまして、市の独自激変緩和として基金を投入しながら、年度間の負担を平準化しながら赤字解消をしていくこととしております。年度間の平準化というのは、国保被保険者さんにとっての負担という視点となっております。

今後も、毎年度の決算により余剰金が生じた場合、基金に積み立てることとなりますが、課題が多い将来に備える考え方を取っております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

そのほかになにかご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、質疑ないようでしたら、これをもって終了したいと思います。

このたびの事務局よりのご説明の案でご承認をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。よろしく願いいたします。

◎「令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)」

○会長 それでは、続きまして、議題3「令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議題の3「令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)」につきましてご説明をさせていただきます。

右上に「資料3」と記載がございます予算書のほうをご用意いただければと思います。

まず、予算書の2ページをお開きください。

本予算(案)は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ120億5,727万9,000円と定めるものでございます。前年度比1億6,484万6,000円の増、率にして1.4%の増となっております。

初めに、歳出からご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、20ページをお開きください。

1款総務費は、歳出の1.6%を占め、総務管理費、徴税費を合わせまして、前年度比1,313万8,000円、6.5%の減となっております。各種通知書等作成業務やシステム改修業務委託に係る減などにより、減

額となるものでございます。

続きまして、24ページをお開きください。

24ページから31ページまでの2款保険給付費は、歳出の65.7%を占め、1項療養諸費から7項傷病手当金までを合わせまして、前年度比5,004万6,000円、0.6%の増となっております。

24ページの上段、1項療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、直近実績からの推計によりまして、前年度比4,700万円、0.7%の増となっております。

中段の目3一般被保険者療養費は、直近実績からの推計によりまして、前年度比142万5,000円、1.5%の減となっております。

続きまして、26ページ、中段をご覧ください。

2項高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、直近実績からの推計により、前年度から増減なしとなっております。

続きまして、28ページ、中段をご覧ください。

4項、目1出産育児一時金は、令和5年4月1日から既定金額が8万円増額されることから、前年度比554万円、15.9%の増となっております。

続きまして、30ページをお開きください。

中段の6項、目1結核・精神医療給付金は、実績からの推計により、前年度比50万円、3.6%の増となっております。

7項、目1傷病手当金は、実績からの推計により、前年度比170万2,000円、41.5%の減となっております。

続きまして、32ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険の財政運営の責任主体である都道府県に対し納付するもので、歳出の31.2%を占め、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせまして、前年度比1億2,230万6,000円、3.4%の増となっております。

続きまして、34ページをお開きください。

4款保健事業費は、被保険者の健康の保持・増進のために行う事業に係る経費で、歳出の1.3%を占め、1項及び2項を合わせまして、前年度比563万5,000円、3.7%の増となっております。

下段、2項特定健康診査等事業費は、特定健康診査や特定保健指導事業に係る経費で、前年度比163万5,000円、前年度比1.2%の増となっております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、12ページをご覧ください。

1款国民健康保険税は、歳入の20.1%を占め、前年度比3.7%の増となっております。

依然として被保険者数の減少と高齢化が続く状況でございますが、さきにご審議いただきましたとおり、現年課税分全体で税制改正等へ対応を実施することにより、前年度比8,629万円の増となっております。

14ページにお進みいただきまして、中段をご覧ください。

4款都支出金、1項都補助金、目1保険給付費等交付金のうち、普通交付金は、市が行う保険給付に必要な費用について都から交付されるもので、歳入の65.1%を占め、前年度比0.6%の増となっております。

ます。

また、特別交付金につきましては、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都繰入金分、特定健康診査等負担金分で、財政状況や実施事業に応じた財政調整として交付されるものでございます。

続きまして、16ページをご覧ください。

6款繰入金は、歳入の12.7%を占め、1項他会計繰入金、2項基金繰入金を合わせまして、前年度比466万円、前年度比0.3%の増となっております。

その他、一般会計繰入金につきましては、3,663万8,000円減の5億8,933万8,000円となっております。

2項基金繰入金、目1国民健康保険事業運営基金繰入金は、前年度比4,500万円の増、1億4,500万円を計上しております。

その他につきましては、例年実施しております国民健康保険事業の運営に要する費用を計上してございます。

なお、1月23日付で出産育児一時金につきまして、1件当たり5,000円の補助金がある旨、国より通知が発出されております。現在ご提示している予算案には計上しておりますが、通知の内容を精査した上で、予算科目の調整等、適切に行ってまいりたいと考えておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様より、ご質問あるいはご意見ございますでしょうか。

○委員 質問があります。

○会長 よろしく申し上げます。

○委員 昨年度の予算と比較して、特徴的なものがあれば教えてください。

それから、何か大きく変わったものなどがあるのでしょうか、お願いします。

それからもう一つです。歳出の項目に葬祭費とありますが、これは被保険者の方が亡くなった場合、その遺族の方が葬祭費を支給されるということでしょうか。

それで、東久留米市の場合は、どれくらいの金額になるのでしょうか、教えてください。お願いいたします。

○会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○保険年金課長 ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の昨年度の予算と比較して特徴的なもの、また、何か大きく変わったものというところでございますが、歳入歳出ともに各款の構成比という面から見ると、昨年度から大きな変更はございません。ただし、先ほどご説明させていただきました出産育児一時金に係る歳出の増額があるほか、保険給付費におきましては実績に基づき計上しているところでございます。

また、細かな点でございますが、次期データヘルス計画等の策定支援といたしまして、保健事業費、保健衛生普及費の委託料に計上してございます。

2点目の葬祭費についてでございますが、こちらは被保険者の方が亡くなられた場合に、葬祭を行われた喪主様ですとか、葬祭の費用をお支払いした人に向けて、5万円をお支払いするというものとなっております。令和5年度の予算では165件を見込んでおります。

ただし、国民健康保険ですので、74歳までの被保険者様、75歳以上になられますと、今度は後期高齢者医療に移行されますので、そちらのほうでも同様に、こういった葬祭費というのは予算計上されているというところでございます。

○委員 同じ金額でしょうか。

○保険年金課長 75歳以上になりますので、予算では約975件見ているというところでございます。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

そのほかに何かございますでしょうか。

お願いいたします。

○委員 質問は2つあります。1つ目は、先ほど説明のあったデータヘルス計画ですが、どのようなスケジュールなのか。あと、2つ目は、去年の4月から不妊治療が保険適用されましたけれども、東久留米市の状況はどのようになっているのかを教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

○会長 お願いいたします。

○保険年金課長 ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の次期データヘルス計画のスケジュールでございますが、現段階で想定しているところでは、委員の皆様への素案の提示とご意見の聴取、その後のパブリックコメントの実施も含めまして、今年の年末までに行いまして、その後、再度協議会でご審議いただき、成案いただくような流れを検討しております。

策定におけますガイドラインなど新たな情報がこれから参りますので、情報がございましたら、また皆様に提供してまいりたいと考えております。

また、2点目の不妊治療の市の状況でございますが、令和4年4月から、人工授精等の一般不妊治療、体外受精、顕微受精等の生殖補助医療につきまして、保険適用されております。

東久留米市でも実際に受診し、保険適用される例もございまして、レセプトベースで確認しておりますが、令和4年11月レセプトデータで十数件、そのような適用も含めて予算化しております。

保険適用されたことで経済的負担が軽減されるなど、メリットと捉える部分もある反面、助成制度の廃止によりまして、負担額が増えるケースもあり得るなどの課題があることも把握しているところでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

そのほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からのご説明、ご審議、これで終了といたします。

それでは、事務局からのご説明の案につきまして異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、こちらの案で承認したいと存じます。どうもありがとうございました。

◎その他

○会長 続きまして、その他の議題、何か事務局よりございますでしょうか。

○保険年金課長 特にご用意しているものはございませんが、この後の市長への答申に伴いまして、市長に入室していただくなど、準備の時間を頂戴いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、事務局のほうにご準備をお願いいたしますので、委員の皆様、少しお待ちください。お願いいたします。

○保険年金課長 市長が見えられましたので、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

◎答申

○会長 それでは、市長へ答申を提出いたします。

私のほうから、恐縮ですが、着座にて読み上げさせていただきます。よろしく願いいたします。

令和5年1月26日。

東久留米市長富田竜馬殿。

東久留米市国民健康保険運営協議会会長 古井祐司。

東久留米市国民健康保険運営協議会への諮問について（答申）

令和5年1月19日付4東久福保第1705号をもって諮問があったことについて、国民健康保険運営協議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1. 諮問事項

(1) 国民健康保険税・税率等改定について

2. 答申内容

(1) 国民健康保険税・税率等改定について、次のとおりとする。

令和5年度東久留米市国民健康保険事業運営については、被保険者の高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴う医療費の増加等により財源不足が生じることから、安定した制度運営を確保するため、原則、国民健康保険税・税率等の改定を実施することが必要と料する。

しかし、現時点においても、新型コロナウイルス感染症の感染者数は一進一退を繰り返しており、未だ終息の見込みが立たず、今後も予断を許さない状況に加え、ウクライナ情勢の長期化などによる、原材料価格や燃料費の高騰による物価上昇といった新たな市民生活に影響を及ぼす特殊要因が生じており、このような状況を鑑みすることは、令和5年度の税率等改定においては不可避である。

については、このような背景から、当協議会においては、令和5年度に限り、別紙に示すとおり、税制改正のみの影響にとどめ、その他の国民健康保険税・税率等は据え置くことが妥当であるとの結論に至った。被保険者の負担に配慮しつつ、国民健康保険制度を皆で支えるための意識醸成が図られるよう、広報や窓口対応における説明に努められたい。

また、今後も急速な高齢化等による医療費の更なる増加は必至であり、運営は困難が続くものと思われる。しかしながら、決算補填等目的の法定外一般繰入の削減については、中・長期的な視点に立って、計画的かつ効率的に健全化に向けた取組を進めつつ、国民健康保険は医療保険制度の最後の砦として、

将来にわたり制度を維持し、加入者の健康の保持・増進に寄与できるよう、国の動向も注視しながら、不断の努力を行い、財政運営の責任主体である東京都と共に安定的な制度運営に努めることを、切に望む次第である。

以上になります。

それでは、ただいまの答申を受けられまして、市長よりご挨拶をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

○市長 本日は、令和4年度第3回国民健康保険運営協議会の開催に当たりましては、委員の皆様方にはご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございました。

ただいま会長より、「国民健康保険税・税率等改定」につきましてのご答申を頂戴いたしました。

委員の皆様方には、様々な視点から真摯かつ慎重なご審議をいただき、答申をいただきましたこと心から感謝を申し上げる次第でございます。誠にありがとうございました。

頂戴いたしました答申につきましては、最大限に尊重させていただきたいと考えております。

令和5年度は、引き続き新型コロナウイルスへの対応に加え、物価の高騰といった市民生活に影響を及ぼす切実かつ重要な課題がありながらも、一方で、団塊の世代の方々の後期高齢者への移行に伴う被保険者の減少などを克服すべく、この社会保障制度を守り、持続可能とするために、今まで積み重ねてまいりました国民健康保険事業運営の健全化に向けた取組を、止めることなく続けていく必要があるとの認識に至っております。

今後も、国や都の動向及び社会経済情勢を注視しつつ、この運営協議会委員の皆様方のご意見を踏まえて、東久留米市として、よりよい方向性を見定め、実行してまいりたいと、このように考えております。

引き続き、被保険者にとりまして一番身近な国民健康保険の事務を取り扱う窓口として、精いっぱい取り組んでまいり所存でございます。

委員の皆様方には、今後も、本市の国民健康保険事業の健全な運営にお力添えを賜りたくお願いを申し上げ、以上、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

ただいま、答申を無事に終えることができました。各委員の皆様方のご協力に改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

その他、事務局より何かございますでしょうか。

○保険年金課長 事務局のほうから、改めまして、答申のほうありがとうございました。19日、本日までご議論いただきまして、内容を尊重し、最終的には3月に開催されます市議会にて関係条例を上程してまいります。また、その状況につきましては、恐れ入りますが、後日ご連絡をしたいと思います。しております。

また、次回の協議会の開催は7月下旬から8月中旬頃を予定しております。加えまして、令和5年度で最終年となるデータヘルズ計画の次期計画の策定につきまして、委員の皆様にご審議いただくことになる予定となっております。例年よりも協議会の開催が増える可能性もございますことも、併せてお伝えをしたいと思います。しております。

また、お近くになりましたらご案内をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○会長 それでは、これもちまして、令和4年度第3回東久留米市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました。

(午後6時18分閉会)

以上の会議録に相違ないことを証し、署名する。

令和5年1月26日

会 長 古 井 祐 司

署名委員 齋 藤 昇 司

署名委員 北 村 晃

署名委員 中 島 春 江